

行政記録情報の利活用に関する考え方(案)

- 行政記録情報は統計法に定義されているが、その差し示す情報は幅広く、統計活用に馴染むもの、馴染まないものがあるが、統計活用に馴染むものについては業務統計として公表している。
- 行政記録情報の活用として、統計メーカーとしての活用、統計ユーザーとしての活用によってその方法が異なる。統計メーカーとしての活用については、①母集団情報整備、②推計精度の向上、③調査項目の代替などが考えられる。統計ユーザーとしての活用としては、EBPMの活用等が考えられる。
- 行政記録情報の活用の現状と今後の課題は下記のように整理できる、そのうち特に、調査項目の代替において具体的な統計の代替可能性についてご意見をいただきたい。

		現状の取組	今後の課題・案
統計メーカーとしての利活用	母集団情報整備	総務省が所管する事業所母集団データベースに対して、データベース整備を目的として、労働保険情報を提供	従来の取組を引き続き進める
	推計精度の向上	毎月勤労統計調査の労働者数の推計において、雇用保険情報を活用している	従来の取組を引き続き進める
	調査項目の代替	社会医療診療行為別統計は、平成23年以降レセプトデータを活用した統計作成を実施し、平成27年からすべての集計対象がNDBに蓄積されたことに伴い、一般統計調査から業務統計とした	調査項目の代替となる行政記録情報がないか、検討を進める
統計ユーザーとしての利活用	EBPMの活用等	各種審議会・白書などにおいて業務統計を活用	EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームなど、EBPMの取組において、活用を検討する
	研究者等への提供	NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の匿名データの提供	多くの行政記録情報において、第三者提供が可能となる法的根拠が定められていない

行政記録情報・データ利活用に関する提言

「行政改革推進本部 8チームの提言」(令和2年7月2日、自民党) 統計改革・EBPMワーキンググループより抜粋

○政府による民間データを活用した政策の立案や検証を促進するとともに、民間データホルダーが安心して政府にデータを提供し、かつ、政府統計の利用等のメリットも得られるWIN-WINの官民連携プラットフォーム(政府横断型、個別データ型等)を整備すること。

○既存の経済統計の体型や調査事項について、「With/Afterコロナ」の産業構造変化や経済政策上のニーズに適合させるため、総合的な見直しを行うこと。

○民間データ人材を政府CDOの下で一元登用して少なくとも1名以上を各省に派遣する仕組みを整備するとともに、大学・大学院でデータ活用を学んだ優秀な者が国家公務員を目指すような採用・人事管理に転換すること。また、政府CDOの下、素養のある部内職員を、行政実務がわかるデータ専門家として育成するため、資格制度やWEB・動画研修を整備すること

○国の行政記録(税務情報など)や地方公共団体が各段階で保有する情報の集約、事項や用語の調整等を行い、統計的な統合利用を可能とすること。

「提言 行政記録情報の活用に向けて」(令和2年9月18日、日本学術会議) 抜粋

○EBPM推進のために、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室を中心に行政記録情報の整備・加速する必要がある。特に税務関連の行政記録は最優先で活用を図るべきであり、国税庁長官官房及び総務省自治税務局と連携しての対応を期待する。

○行政記録情報の活用には、データの保存・処理といった技術面、個人情報保護などの法律面の知見は不可欠である。同時に、学術研究の資料とするには、情報の性質、信頼性か、活用方法をデータ利用の観点から明らかにする必要がある。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室は、その検討のために、データの社会科学、特に経済学／政策評価分野の研究者との連携を進めるべきである。

○行政記録情報を活用していくことは、統計調査の価値を下げるものではない。行政記録情報と統計調査を両輪として、政府の統計情報全般の品質向上を目指すべきである。

○今後の統計調査において、マイナンバーを調査項目に含める可能性を探るなど、連携を目指すことが望まれる。